

しんわ福祉サービス 運営規程

(横須賀市特別給付搬送サービス版)

第1条 (事業の目的)

株式会社しんわが開設する、しんわ福祉サービス（以下「事業所」と言う。）が行なう横須賀市特別給付搬送サービス事業（以下「特別搬送サービス」と言う。）の適正な運営を保持するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修2級以上の修了者（以下「訪問介護員」と言う。）が在宅要支援者および要介護者で、居宅（市内）が高台等に位置し、通院等が困難な高齢者（以下「利用者」という。）に対し、可能な限りその通院等が円滑に行われるよう、支援をすることとします。

第2条 (運営の方針)

事業者は、利用者が可能な限りその通院等が円滑に行われるよう、介護支援専門員が作成したケアプランに沿って、特別搬送サービスを行ないます

二. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、特別搬送サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、横須賀市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第3条 (事業所の名称等)

特別搬送サービスを行なう事業所名称及び所在地は、次のとおりです。

名称 しんわ福祉サービス

所在地 横須賀市三春町1-3

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

● 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の特別搬送サービス提供責任者および特別搬送サービス介護員の管理・指導、特別搬送サービスの利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の確認をします。

● サービス提供責任者 3名 (常勤3名)

サービス提供責任者は、特別搬送サービス介護員等に対する技術指導等、サービスの内容の管理を行ないます。

● 介護職員 20名 (非常勤14名)

介護職員は、特別搬送サービスの提供を行ないます。

第5条 (営業日及び営業時間)

営業日及び営業時間は、次のとおりです。

月曜日～土曜日・祝祭日 8時30分～19時30分

12月30日～1月3日 休業

二. 利用者のニーズにより、営業時間外においても、要望に対して、早朝、深夜等にも実施をいたします。

第6条 (提供方法、内容及び利用料等)

特別搬送サービスを提供した場合の利用額は、下記の表1のとおり横須賀市が定める基準によるものとし各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、通院等乗降介助を利用した場合の移動(自宅を出発してから目的地に到着するまでの時間又はその帰り)に係る費用については介護保険適用外となり下記の表2のとおり、実費相当額を負担して頂くものとします。

表1

(1回あたりの金額)

1	ご利用者様居宅から移動車両の駐車位置までが、おおむね40段以上の階段(これに相当する坂道を含む)の場合	4,770円	ご利用者負担	1割 2割 3割	477円 954円 1,431円
2	ご利用者様居宅から移動車両の駐車位置までが、おおむね300メートル以上の場合、又は、おおむね20段以上40段未満の階段(これに相当する坂道を含む)の場合	3,710円	ご利用者負担	1割 2割 3割	371円 742円 1,113円
3	1、又は2、に該当しない場合	2,120円	ご利用者負担	1割 2割 3割	212円 424円 636円

ただし、1人の職員で階段20段以上歩行の補助のみ行う場合も、2,120円の区分となります。

※ 上記の利用者負担は月に8回を限度とし、それを超える場合の利用者負担は、サービス費用の全額となります。

表2

区分(移動距離)	移送料金
初乗りから3キロ未満	700円
3キロ以上4キロ未満	800円
4キロ以上5キロ未満	900円
以降1キロ増すごとに	100円加算

また、通院時の病院内の介助を行った場合の介護保険適用外のサービスを提供した場合は、下記の表3のとおり費用の負担をして頂くものとします。

表3

30分未満	1,250円
30分以上1時間未満	2,500円
以後30分を増すごとに	1,250円

第7条（緊急時等の対応）

訪問介護員は、現に特別搬送サービスの提供を行なっているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行なう等の必要な措置を行ないます。また、管理者へ連絡をとり、適切な指示を受けます。

第8条（掲示）

事業者は、事業所内に運営規定の概要、介護職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

第9条（提供地域）

提供地域は、横須賀市になります。

第10条（その他）

事業者は、従業員の健康管理をすることと、従業員に研修を積極的に行ない、質的向上に努めます。

ニ.事業者は、従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、個人情報等を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

付則 この運営規定は、平成19年2月1日から施行する。

この運営規定は、平成20年8月16日から施行する。

この運営規定は、平成21年7月1日から施行する。

この運営規定は、平成21年12月16日から施行する。

この運営規定は、平成22年7月16日から施行する。

この運営規定は、平成22年9月16日から施行する。

この運営規定は、平成23年2月16日から施行する。

この運営規定は、平成23年4月16日から施行する。

この運営規定は、平成23年6月16日から施行する。

この運営規定は、平成23年7月16日から施行する。

この運営規定は、平成24年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成24年5月1日から施行する。

この運営規定は、平成24年12月1日から施行する。

この運営規定は、平成25年4月24日から施行する。

この運営規定は、平成25年6月1日から施行する。

この運営規定は、平成25年10月16日から施行する。

この運営規定は、平成25年11月16日から施行する。

この運営規定は、平成26年1月16日から施行する。

この運営規定は、平成26年3月1日から施行する。

この運営規定は、平成26年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成26年4月16日から施行する。

この運営規定は、平成27年2月16日から施行する。

この運営規定は、平成27年3月16日から施行する。

この運営規定は、平成27年5月16日から施行する。

この運営規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。
この運営規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。
この運営規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。
この運営規定は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。
この運営規定は、平成 28 年 10 月 16 日から施行する。
この運営規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。
この運営規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この運営規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この運営規定は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。
この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規定は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。
この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規定は、令和 6 年 3 月 16 日から施行する。
この運営規定は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。
この運営規定は、令和 6 年 9 月 11 日から施行する。